## 平成26年 第1回

## 仙北市農業委員会総会議事録

平成26年1月8日(水)開催

仙北市農業委員会

## 平成26年 第1回仙北市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成26年1月8日(水)午前9時00分
- 2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室
- 3. 出席委員 (26人)

	1番	藤	村	紀	章		2	番	佐	藤		和
	3 番	野	中	秀	人		4	番	三	浦		猛
	5番	糸	井		淳		7	番	新	Щ	昌	樹
	8番	大	Щ	久	雄		9	番	鈴	木	八寿	男
	10番	藤	Ш		栄	1	1	番	黒	沢	龍	己
	1 2 番	青	柳	良	成	1	3	番	真	崎	純	孝
	1 4 番	高	橋	政	敏	1	5	番	門	脇	博	美
	16番	山	手	善	美	1	7	番	石 郷	岡	勇	_
	18番	千	葉	惣	永	1	9	番	佐	藤	善	栄
:	20番	藤	原	由	悦	2	1	番	田	村	博	美
:	2 2 番	山	本		實	2	3	番	佐	藤	孝	典
:	2 4 番	藤	村	隆	清	2	5	番	辻			均
:	26番	沢	山	純	_	2	7	番	羽	Ш	正	幸

4. 欠席委員 (1人)

6番 倉 橋 重 基

- 5. 議事日程
  - 第1 開会宣言
  - 第 2 会長挨拶
  - 第3議事録署名員並びに会議書記の指名
  - 第 4 会務諸報告

第 5

- 1. 報 告
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2)農地の転用事実に関する回答書について
  - (3) 平成26年度一般会計当初予算(農業委員会費)要求について
- 2. 議 事
  - (1) 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第2号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(4) 議案第4号

仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について

(5) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 田 口 安 業 参 事 伊 藤 一 彦

補 佐門脇益美 主 任藤原正輝

農山村活性課

主 査 樫 尾 健

7. 書 記

補 佐 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

5 番 糸 井 淳

7番新山昌樹

9. 会議の概要

議長 ただ今から平成26年第1回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 新年明けましておめでとうございます。今年は農政の大転換ということで、色々な憶測やら不安などが飛び交っているようでございます。減反については若干配分が多くなったという事ですが、さほど影響は無いのではと思っていますが、農家の皆さんからは様々な不安や質問などが来ているわけですが、なかなかそれに簡単に答えることが出来ない状況であります。

それでも政府が農政大転換として打ち出してきた以上私達は後ろ向きにならずに色々な事に対して前向きに立ちながら農家の皆さんの役に立てるようにひとつ頑張って参りたいと思います。皆さんも今年一年よろしくお願い致します。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は26名。欠席委員は1名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで しょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に5番糸井委員、7番新山委員両名を指名します。 会議書記には門脇補佐を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従 い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

田口局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時04分)

議 長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け したいと思っております。それでは日程 5 、報告に入りたいと思います。 事務局よりお願いします。

伊藤参事 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出が6件あり、受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のとおりでございます。相続による所有権の取得となっております。報告1については以上です。

続きまして報告2。農地の転用事実に関する回答書についてです。法務局より4件の照会がありました。1件目について申請土地は田沢湖卒田白旗。地目が田で変更後の地目が雑種地となっております。12月15日に担当委員と現地を確認し16日に回答しております。続きまして2件目から4件目は申請人が同一で、申請土地は桧木内中里、中島、見倉部。地目が田と畑で変更後の地目が原野と山林となっております。12月19日に担当委員と現地確認しに行きましたが、山際については雪で見ることはできませんでしたが、司法書士が事前に写真を撮っておりましたので、その結果をもとに間違いなことを確認し法務局へは同日付で回答しております。

続きまして報告3、平成26年度の一般会計予算、農業委員会費の要求 についてです。前年度と大きく変わったところは職員1名減により職員 給与費が下がっております。その他については資料に記載のとおりでご ざいます。以上です。

議長報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第

3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程しますが、 その前に利害関係者の退席を求めます。10番藤川委員お願いします。

1 0 番藤川退席(9 時 1 3 分)

議 長 それでは整理番号2番説明をお願いします。

門脇補佐 内容について説明します。整理番号2番。農地の所在が田沢湖小松外。 貸付人の農業者年金受給に伴う後継者への使用貸借の案件となります。 以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号2番について 2番佐藤委員お願いします。

2番佐藤 先日日曜日に関係者にお会いしまして確認しました。後継者への移譲の 案件ですので、なんら問題ありませんのでよろしくお願い致します。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、整理番号2番につきましては許可することにご異議 ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、整理番号2番については適正と認めることに決定します。10番藤川委員の復帰をお願いします。

1 0 番藤川帰席(9 時 1 5 分)

議 長 次に、整理番号2番を除く案件を一括上程します。説明をお願いします。 門脇補佐 整理番号1番から説明します。農地の所在が西木町上荒井下橋元。譲渡 人市外在住のため農地の借受人への3条無償移転の案件となります。続 きまして整理番号3番4番は貸付人同家族なので一括して説明します。 農地の所在が角館町蘭田本花園。貸付人が海外転勤のため耕作ができな

くなるので農作業等手伝いをして頂いている借受人へ賃貸借する案件と よりお願いします。 なります。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番について 7番新山委員お願いします。

7番新山 それでは説明いたします。この土地については譲受人が今まで耕作して いる土地でありますのでなんら問題ありませんのでよろしくお願い致し ます。

16番山手 貸付人が海外転勤との事で、近所の花脇さんにお願いする事となりまし 上です。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 無いようですので、議案第1号の整理番号2番を除く案件については、 許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

『無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。よって、議案第1号の整理番号2番を除く案件に

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について を上程します。説明をお願いします。

伊藤参事 内容について説明します。IR田沢湖線田沢湖・刺巻間ののり面土留め 柵の老朽化に伴い取替え工事を行うため、工事機械・資材等の搬入及び 資材置き場としての一時転用となります。

議長、説明が終わりました。ここで現地確認報告に入ります。19番佐藤委員議長、説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

19番佐藤 12月26日に現地確認を行いました。こちらについては、平成23年 にもこの近くを作業しておりまして、その時も冬の間の作業でした。雪 の上での作業という事で圃場や珪畔には支障が無かったと聞いておりま す。今回も冬の間の作業で、ここは農道も無い所なので冬の作業となっ たと思います。原状回復については、所有者と良く協議をして直してく ださいと伝えましたので問題ないと思います。以上です。

議長、次に、整理番号3番4番について16番山手委員よりお願いします。 議長、現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

た。4日に借受人とお会いし、なんら問題ないと確認してきました。以 議 長 無いようですので、議案第2号については許可することにご異議ござい ませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第2号については許可することに決 定します。 (9時27分)

議 長 次に、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上 程しますが利害関係者の退席を求めます。10番藤川委員お願いします。

1 0 番藤川退席(9 時 2 8 分)

ついては許可することに決定します。 (9時20分) 議 長 それでは、議案第3号、整理番号5番から8番を上程します。説明をお 願いします。

> 藤原主任整理番号5番から8番について説明します。借受人の父が農業者年金受 給により後継者である息子さんが新規に借受ける内容となります。なお 借受人は認定農業者でもありますので、農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号 5 番から 8 番については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって整理番号 5 番から 8 番については適正と認 めることに決定します。藤川委員の復帰をお願いします。

1 0 番藤川帰席(9時30分)

議長 次に、整理番号5番から8番を除く案件を一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任 整理番号1番から4番は円滑化団体を通じた新規の賃貸借となります。 整理番号9番は農業者年金受給に伴う第3者移譲の新規の賃貸借、整理番号10番は農業公社と1年間の使用貸借による案件となります。 なお 整理番号11番から22番は再設定の案件となっておりますので説明は 割愛させていただきます。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第3号の整理番号5番から8番を除く案件については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第3号の整理番号5番から8番を除 く案件については適正と認めることに決定します。(9時39分)

議 長 次に議案第4号、仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について を上程します。これについては、農山村活性課、樫尾主査より説明をお 願いします。 樫尾主查

内容について説明します。農業振興地域から除外する申請が5件、編入が4件です。整理番号1番について、角館町薗田地区で、一般個人住宅として330㎡の除外の申請です。

続きまして整理番号2番、角館町八割地区でこちらも一般個人住宅として181㎡の除外の申請です。所有者のお孫さんが新居を建設したいとの事で申請となります。

続きまして整理番号3番。角館町雲然地区で資材置場及び堆雪場として 888㎡の除外申請となります。申請地の隣接地に事業主の事業拡大に より新工場を建設しており、そちらで使用する資材置場及び雪寄場とし て活用するとの事です。

続きまして整理番号4番。角館町広久内地区で資材置場として447㎡ の除外申請となります。事業主であります建設工業で使用する電柱等を 置く場所として資材置き場として活用するとの事です。

続きまして整理番号5番。角館町西木町門屋地区でコンビニ建設として 2,337㎡の除外申請となります。立地条件等よりこの場所を選定と の事ですがこの土地の隣接地はすでに除外されておりまして、面積を合 わせますと3,985㎡となり、店舗及び大型駐車場、雪寄場として活 用するとの事です。

続きまして整理番号6番。田沢湖梅沢地区2,911㎡の編入申請となります。編入理由は農業振興を図るための申請となります。

続きまして整理番号7番。田沢湖生保内地区44,469㎡の編入申請となります。編入理由は平成28年度採択予定の県営生保内南地区農地集積加速化事業として、現在除外されている農地について編入を行うとの事です。

続きまして整理番号8番。田沢湖卒田地区1、900㎡の編入申請とな ります。編入理由はコンビニ建設取りやめにより、元の状態の農用地区 域に戻すとの事で申請です。

続きまして整理番号9番。西木町桧木内地区939㎡の編入申請となり ます。編入理由はこちらもコンビニ建設取りやめにより、元の状態の農 用地区域に戻すとの事での申請です。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第4号につきましては、適正であると認めるこ 上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。 とにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

- 議 長 異議無しと認めます。よって、議案第4号については適正と認めること に決定します。 (10時5分)
- 議 長 予定されていた議案は終了しました。次に、各推薦委員からの報告等あ りましたらお願いします。共済組合からの報告はありますか。
- 4番三浦 共済組合より制度共済の支払い状況をご報告します。水稲共済について は12月19日に支払いをしております。麦共済については11月29 日に支払いが済んでおります。大豆共済については半相殺、1筆方式は 1月下旬、全相殺は3月下旬となっております。昨年播種後発芽しない 圃場がございました。大豆共済の責任期間は発芽してから収穫期までと なりますので、原則として発芽しない圃場は事故対象になりません。で すが今回通常の共済事故と別に見るとの事で共済金の支払いをする事に なりました。また広報に載っておりますが平成28年度を目途に全県1 組合の合併に入るとの事ですが、実際にはどのような合併協議になるの

かはまだ未定でございます。また収入減少共済というのが導入されるよ うですが、こちらも詳しい内容が分かり次第ご報告致します。以上です。

議長ありがとうございました。外に報告はありませんか。

『無し』の声あり

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成26年第1回仙北市農業委員会総会を閉会いたし ます。お疲れ様でした。(10時16分)

署名員 7番

平成26年1月8日

議 長 署 名 員 5番